

中野市合併10周年記念事業検討会設置要領

(設置)

第1条 中野市の合併10周年を記念して実施する中野市合併10周年記念事業（以下「記念事業」という。）を企画するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、中野市合併10周年記念事業検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会は、記念事業の実施の項目、内容その他基本的な事項について検討し、市長へ提案する。

(組織)

第3条 検討会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市長が適当と認める団体からの推薦者
- (2) 公募により選ばれた者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条で定める役割が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を1名ずつ置き、委員が互選する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、総務部政策情報課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月18日から施行する。